

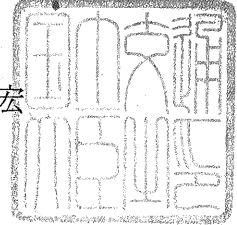
国海人第 5 1 号
平成 2 5 年 6 月 1 7 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

太 田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第 5 5 条第 5 項（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 1 7 8 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 | 事業所数 |
|------------|-----------------|------|
| 近海タンカー株式会社 | 東京都港区芝五丁目25番11号 | 1 |
| 大四マリン株式会社 | 東京都港区芝浦三丁目2番16号 | 1 |
| 玉井商船株式会社 | 東京都港区芝浦三丁目2番16号 | 1 |